官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準及び株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件（金融庁・財務・経済産業三）　一
〔その他告示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一一三五）　二
○肥料の登録が失効した件（同一一三六）　二
○農薬を登録した件（同一一三七）　二
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（国土交通一〇三四）　五
○道路に関する件（中国地方整備局七九～八一）　六
○道路に関する件（四国地方整備局五七）　六
○道路に関する件（北海道開発局五五）　六
〔人事異動〕
内閣　郵政民営化委員会事務局　船舶活用医療推進本部事務局　公正取引委員会　法務省　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　八
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分、令和八年度公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録の申請及び登録の更新関係　三〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

法規的告示

○財務省告示第三号
金融庁
経済産業省

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の一部の施行に伴い、及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準及び株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件を次のように定める。

令和八年八月六日

金融庁長官　伊藤　豊
財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準及び株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件

（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部改正）

第一条　株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年財務省告示第三号）の一部を次の表のように改正する。

金融庁
財務省
経済産業省

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（連結の範囲） **第七十五条**　前条に規定する連結安定調達比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び第七十八条第二項において「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、商工組合中央金庫が法第三十九条第一項第一号から第六号<u>まで又は第十一号</u>に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。 2　（略）	（連結の範囲） **第七十五条**　前条に規定する連結安定調達比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び第七十八条第二項において「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、商工組合中央金庫が法第三十九条第一項第一号から第六号<u>又は第八号</u>に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。 2　（略）

（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準の一部改正）

第二条　株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成二十一年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（連結の範囲） **第三条**　連結レバレッジ比率は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び第五条第二項において「連結財務諸表規則」という。）の規定により作成した連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、商工組合中央金庫が法三十九条第一項第一号から第六号まで又は第十一号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定は、適用しないものとする。 ２・３　（略）	（連結の範囲） **第三条**　連結レバレッジ比率は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び第五条第二項において「連結財務諸表規則」という。）の規定により作成した連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、商工組合中央金庫が法三十九条第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定は、適用しないものとする。 ２・３　（略）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

その他告示

○農林水産省告示第十百三十五号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和八年三月二十四日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和八年八月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が令和11年３月24日となったもの

登録番号	肥料の種類	名称	住所
生第38523号	化成肥料	くみあい複合燐加苦土安１号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第38524号	化成肥料	くみあい複合燐加苦土安２号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第70170号	化成肥料	苦土ほう素入り複合899号	株式会社ことぶき	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第74493号	配合肥料	くみあい苦土ほう素尿素入り複合硝加燐安S119	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第76738号	化成肥料	新マイクロカスタム	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第79170号	液状肥料	神協液肥764号	神協産業株式会社	山口県熊毛郡田布施町大字波野962番地の１
生第82455号	化成肥料	有機入り化成肥料808号	ときわ化研株式会社	福岡県北九州市若松区響町一丁目12番地３
生第82483号	化成肥料	サンビタン特897号	西日本肥料株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第82485号	液状肥料	くみあい硝安有機入り尿素複合液肥233H	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第82486号	液状肥料	くみあい有機入り複合液肥105H	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第82487号	液状肥料	くみあい有機入り尿素複合液肥688H	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第82495号	汚泥肥料	エコ肥料いきいき	串間市	宮崎県串間市大字西方5550番地
生第86017号	液状肥料	ダン印有機入り複合液肥413号	ダン化学株式会社	静岡県藤枝市高田169番地の12
生第86028号	汚泥肥料	しらこ活緑げんきくん	白子町	千葉県長生郡白子町関5074番地の２
生第86030号	汚泥肥料	ローズ肥料	西尾市	愛知県西尾市寄住町下田22番地
生第86033号	汚泥肥料	エコヤシくん４号	おおい町	福井県大飯郡おおい町本郷第136号１番地１
生第88640号	化成肥料	苦土有機入り化成肥料266	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第88651号	汚泥肥料	たかやま１号	高山村	群馬県吾妻郡高山村大字中山2856番地の１
生第88652号	汚泥肥料	Ｍ６肥料	睦沢町	千葉県長生郡睦沢町下之郷1650番地１
生第88655号	汚泥肥料	秋桜の里	阿南市	徳島県阿南市富岡町トノ町12番地３
生第88656号	汚泥肥料	ふよう	有限会社土壌微生物研究所	福岡県飯塚市相田1244番地２
生第91798号	液状肥料	液体副産窒素肥料Ｖ１	太陽鉱工株式会社	兵庫県神戸市中央区磯辺通一丁目１番39号
生第91801号	化成肥料	くみあい化成888	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第91802号	化成肥料	PK36号	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地
生第91807号	液状肥料	液状複合肥料835	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第91811号	家庭園芸用複合肥料	梅酢液肥２号	埼玉農工幾料販売株式会社	埼玉県加須市戸室225番地
生第91814号	汚泥肥料	とちみのり	三条市	新潟県三条市旭町二丁目３番１号
生第91815号	汚泥肥料	ソイルライフ	有限会社日光有機	栃木県日光市大沢町388番地
生第93834号	化成肥料	多木苦土有機入り配合0622	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地

生第93835号	液状肥料	丸石海藻液肥636号	丸石株式会社	静岡県焼津市上新田1035番地の１
生第93836号	液状肥料	有機入り液肥697	日本肥料株式会社	大阪府和泉市府中町三丁目３番５号
生第93837号	家庭園芸用複合肥料	不二1.5―0.1	有限会社不二養土	長崎県大村市中里町390番地１
生第93838号	汚泥肥料	中部肥料21	富山地区広域圏事務組合	富山県中新川郡立山町末三賀103番地３
生第93839号	汚泥肥料	エムワンコールY	三重中央開発株式会社	三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地
生第93840号	汚泥肥料	マグマの力	リサイクルファクトリー株式会社	北海道札幌市中央区南四条東五丁目１番地９
生第93841号	汚泥肥料	いびコンポとくづみ・ながせ	揖斐川町	岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地
生第93842号	汚泥肥料	根性ゆうき	宜野座村	沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座296番地
生第105872号	汚泥肥料	ちゅらうんな	恩納村	沖縄県国頭郡恩納村字恩納2451番地
生第105873号	汚泥肥料	きせんばる	恩納村	沖縄県国頭郡恩納村字恩納2451番地
生第105874号	汚泥肥料	ちゅらすや	恩納村	沖縄県国頭郡恩納村字恩納2451番地
生第105880号	化成肥料	有機入り清和S838号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第105883号	混合堆肥複合肥料	堆肥・有機入り複合065号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第105884号	混合堆肥複合肥料	堆肥・ほう素入り複合280号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第105885号	混合堆肥複合肥料	堆肥・有機入り複合肥料966号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第105895号	液状肥料	K―46	ラサ晃栄株式会社	東京都千代田区内神田二丁目６番８号
生第105899号	液状肥料	グリシンAIM液肥	株式会社アイム	埼玉県北葛飾郡杉戸町大島291番地
輸第12901号	混合有機質肥料	混合有機質肥料８―４	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第12902号	混合有機質肥料	混合有機質肥料８―６	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第12903号	混合有機質肥料	混合有機質肥料７―10	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第13922号	化成肥料	ジンガ粒剤	ロイヤル　インダストリーズ株式会社	東京都狛江市和泉本町１丁目15番19号
輸第13923号	副産肥料	パーム加里37	有限会社新陽通商	神奈川県横浜市港北区下田町三丁目16
輸第13924号	副産肥料	アミノゼータ201	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第105881号	副産肥料	CMS（グルタミン酸発酵粕）	豊田通商株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目９番８号
輸第105890号	配合肥料	NPK配合肥料12号β	エヌ．ピー．ケー貿易株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
輸第105900号	配合肥料	水耕プロタイプ１号α	H&H商事株式会社	東京都港区西新橋一丁目２番９号
輸第105901号	配合肥料	水耕プロタイプS１号α	H&H商事株式会社	東京都港区西新橋一丁目２番９号

有効期間が令和11年３月25日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第67527号	化成肥料	くみあい複合燐加苦土安800	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号

有効期間が令和11年３月26日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第103370号	化成肥料	有機入り粒状複合レオポンS786号TH	三興株式会社	大阪府吹田市西御旅町７番16号
生第103378号	化成肥料	すくすくサッチャー546	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第103380号	化成肥料	有機入り化成048特号	有限会社ナガオカ化成	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第103399号	化成肥料	くみあい複合硫加燐安ワイドユース450	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第103400号	化成肥料	くみあい苦土入り複合硫加燐安ワイドユースS057	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第103409号	液状肥料	TK有機入り液肥537号	株式会社マカショー	静岡県藤枝市五十海四丁目５番10号
生第103412号	化成肥料	ヰセキ有機入り複合肥料277号	株式会社ISEKI　Japan	東京都荒川区西日暮里五丁目３番14号
生第103414号	化成肥料	高度化成OX9883	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第107890号	副産肥料	波佐見のめぐみ	有限会社県央リサイクル開発	長崎県大村市原町７番地
生第107891号	配合肥料	くみあい苦土炭カル入り粒状複合NP42―Ca	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第107893号	液状肥料	中日本有機入り微量要素複合液肥１号	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅５丁目23番12号
生第107898号	汚泥肥料	ふさのみのり	J&T環境株式会社	神奈川県横浜市鶴見区弁天町３番地１
生第107901号	化成肥料	苦土入り化成高度626号	つくば園芸株式会社	北海道釧路市材木町22番29号
生第107902号	混合堆肥複合肥料	エコマスマザー544	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第107903号	混合堆肥複合肥料	エコマスター水稲077	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第107904号	混合堆肥複合肥料	くみあい堆肥入り粒状８―４―３	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第107905号	混合堆肥複合肥料	くみあい堆肥入り粒状12―８―３	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第107906号	混合堆肥複合肥料	くみあい堆肥入り粒状14―５―５	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第107907号	混合堆肥複合肥料	くみあい有機入り鶏ふん混合ペレット823	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第107908号	混合堆肥複合肥料	混合堆肥複合肥料328	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第107909号	混合堆肥複合肥料	混合堆肥複合肥料508	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第107910号	化成肥料	ジシアン有機入り200	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号

有効期間が令和14年３月24日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第30933号	熔成微量要素複合肥料	くみあい熔成微量要素複合肥料155号	TOMATEC株式会社	大阪府大阪市北区大淀北二丁目１番27号
生第70183号	化成肥料	ダイホスカ372	日本ダイホスカ株式会社	茨城県神栖市砂山４番地
生第70185号	化成肥料	日新高度化成284	日新化成工業株式会社	愛知県蒲郡市浜町47番地
生第74498号	熔成微量要素複合肥料	くみあい熔成微量要素複合肥料アグリエースFe―41号	TOMATEC株式会社	大阪府大阪市北区大淀北二丁目１番27号
生第76737号	化成肥料	粒状有機入り複合肥料	有限会社上田産業	愛媛県八幡浜市八代664番地４
生第79161号	化成肥料	化成肥料444号	みのり化学株式会社	福島県いわき市常磐関船町宮下２番地の２
生第79163号	化成肥料	複合肥料444号	日本ダイホスカ株式会社	茨城県神栖市砂山４番地
生第82496号	腐植酸りん肥	くみあい腐植酸りん肥特号	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番１号
生第88658号	化成肥料	くみあいほう素入り複合硝加燐安NS262	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第93845号	化成肥料	グリーンプロエース	太陽肥料株式会社	茨城県神栖市砂山４番地
生第93849号	液状肥料	ミネチット	株式会社ジェイイーエス	東京都中野区東中野三丁目８番13号
生第93850号	混合微量要素肥料	MA６	丸石株式会社	静岡県焼津市上新田1035番地の１
生第105879号	化成肥料	クラウン追肥454	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第105898号	液状肥料	AIMカルシウム液肥	株式会社アイム	埼玉県北葛飾郡杉戸町大島291番地
輸第4630号	化成肥料	化成肥料45号	伊藤忠商事株式会社	大阪府大阪市北区梅田三丁目１番３号
輸第4631号	化成肥料	化成肥料42号	伊藤忠商事株式会社	大阪府大阪市北区梅田三丁目１番３号
輸第8181号	硝酸石灰	硝酸石灰	トミタテクノロジー株式会社	神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目１番横浜金沢ハイテクセンターテクノタワー16階
輸第8185号	硫酸加里	硫酸カリウム	トミタテクノロジー株式会社	神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目１番横浜金沢ハイテクセンターテクノタワー16階
輸第8189号	化成肥料	ニトロ化成555	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第8190号	りん酸加里	第一リン酸カリウム	トミタテクノロジー株式会社	神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目１番横浜金沢ハイテクセンターテクノタワー16階
輸第8191号	硝酸加里	硝酸カリウム	トミタテクノロジー株式会社	神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目１番横浜金沢ハイテクセンターテクノタワー16階
輸第8200号	硫酸苦土肥料	硫酸マグネシウム	トミタテクノロジー株式会社	神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目１番横浜金沢ハイテクセンターテクノタワー16階
輸第8202号	硫酸マンガン肥料	硫酸マンガン	トミタテクノロジー株式会社	神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目１番横浜金沢ハイテクセンターテクノタワー16階
輸第8203号	ほう酸塩肥料	ほう酸塩肥料	トミタテクノロジー株式会社	神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目１番横浜金沢ハイテクセンターテクノタワー16階
輸第13926号	ホルムアルデヒド加工尿素肥料	ホルムチッソ40.０	叶産業株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町二丁目６番６号
輸第105889号	消石灰	苦土消石灰	株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地１
輸第105892号	化成肥料	BCM―204MD	バイケミックジャパン株式会社	東京都中央区日本橋人形町三丁目６番７号
輸第105893号	化成肥料	BCM―248MD	バイケミックジャパン株式会社	東京都中央区日本橋人形町三丁目６番７号
輸第105894号	化成肥料	BCM―838MD	バイケミックジャパン株式会社	東京都中央区日本橋人形町三丁目６番７号
輸第105896号	塩化アンモニア	塩安１号	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号
輸第105897号	化成肥料	苦土入り高度化成13―15―10―３	蝶理株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町四丁目２番13号
外第249号	硫酸マンガン肥料	硫酸マンガン39号K	大連健生肥料有限公司	中華人民共和国大連市金州区大魏家鎮徐家村
			株式会社生科研（国内管理人）	熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子312番地４
外第105904号	被覆窒素肥料	Agrocote Max 44―0―0 1―2M	Everris International B.V.	オランダ王国ヘールレン Nijverheidsweg 1―5, 6422PD
			ICL JAPAN株式会社（国内管理人）	東京都文京区後楽二丁目２番22号

有効期間が令和14年３月25日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第72566号	化成肥料	丸ツバメ化成高度12号（新）	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
輸第5451号	熔成りん肥	熔成りん肥２号	伊藤忠商事株式会社	大阪府大阪市北区梅田三丁目１番３号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千百三十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年八月六日　農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所				
登録第87540号	汚泥肥料	高甫クリーン	須坂市	長野県須坂市大字須坂1528番地の1
輸第8826号	硫酸アンモニア	I－AS－2003	株式会社飯田商事	熊本県八代市郡築３番町12番地の４
輸第11935号	化成肥料	化成肥料14－14－14	株式会社飯田商事	熊本県八代市郡築３番町12番地の４
輸第12369号	化成肥料	有機入りみのり収穫281号	株式会社飯田商事	熊本県八代市郡築３番町12番地の４
輸第107285号	尿素	尿素	株式会社Perfect Partner	岡山県岡山市北区弓之町２番地107弓之町ビル407号

2　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千百三十七号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年七月八日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年八月六日　農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25056	ポリオキシン水和剤	エコテクト水和剤	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一

○国土交通省告示第千三十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である一般財団法人福島宅建サポートセンターから代表者の氏名等を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年八月六日　国土交通大臣　金子　恭之

一　代表者の氏名の変更

変更前	佐藤　光代
変更後	福地　義久

二　役員の氏名の変更

変更前	加納　武志、丹治　寛智、阿部　光司、酒井　雅弘、福地　義久、塚原　広志、佐藤　光代、西條富美代、平塚與志一、吉野　政博、髙山　輝行
変更後	加納　武志、丹治　寛智、酒井　雅弘、福地　義久、塚原　広志、平塚與志一、吉野　政博、髙山　輝行、猪狩　雅宏、長沢　吉彦、髙橋　勇治

三　変更の年月日　令和八年六月五日

○中国地方整備局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月六日　中国地方整備局長　山本　大志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
浜田市下府町一八二〇番二から益田市須子町口六八三番一まで	前	A　八・五～一三・八（メートル） B・C　九・四～三〇・〇（メートル）	四七・一二七（キロメートル）	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　八・五～一三・八（メートル） B　九・四～三〇・〇（メートル）	四七・一二七（キロメートル） 四三・六八二（キロメートル）	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月六日　中国地方整備局長　山本　大志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷字米出三一九一番一から同町大字麻郷字米出三二〇〇番一まで	前	九・五～一四・六五（メートル）	〇・〇四三（キロメートル）
	後	一二・三二～一四・六五（メートル）	〇・〇四三（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月六日　中国地方整備局長　山本　大志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	浜田市三隅町岡見三二四番内一から益田市木部町イ一八三七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年八月六日

○四国地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月六日から三十日間一般の縦覧に供する。

令和八年八月六日　四国地方整備局長　奥田　晃久

(一)　路線名　四国横断自動車道阿南四万十線

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
阿南市下大野町渡り上り五六四番一から同市羽ノ浦町岩脇猪ノ谷八三番一まで	前	二一・二八～一五八・五七（メートル）	一・六三八（キロメートル）
	後	一七・九六～七五・二四（メートル）	一・六三八（キロメートル）

(三)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○北海道開発局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月六日

北海道開発局長　岡下　淳

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道網走郡美幌町字高野六六番三から同郡大空町女満別本郷二二八番二まで	前	Ａ	八・五〇～七五・〇〇メートル	一一・七五七キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ａ	二四・〇〇～二二八・〇〇	三・八四五	
		Ｂ	八・五〇～七五・〇〇	一一・七五七	
		Ｂ	二四・〇〇～二二八・〇〇	三・八四五	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

人事異動

内閣

（総務省大臣官房付）総務事務官　黒瀬　敏文

（同）同　竹中　正博

（総務省情報流通行政局付）同　松田　昇剛

（厚生労働省社会・援護局長）厚生労働事務官　鹿沼　均

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に昇任させる

（厚生労働省年金局長）同　朝川　知昭

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣感染症危機管理統括庁））に昇任させる

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　海老原　諭

辞職を承認する

（総務省政策統括官（統計制度担当）、（恩給担当）総務事務官　北川　修

内閣事務官（内閣官房内閣人事局人事政策統括官）に転任させる

（内閣府官民人材交流センター官民人材交流副センター長）内閣府事務官　中井　亨

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣人事局））に併任する

（同）同　砂山　裕

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣人事局））の併任を解除する

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる

（財務省大臣官房付）財務事務官　小澤　研也

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣感染症危機管理統括庁））に転任させる

内閣官房副長官補付に併任する

（総務省自治財政局財政課長）総務事務官　神門　純一

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる

（総務省国際戦略局付）同　川野　真稔

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（国家サイバー統括室））に昇任させる

（内閣府大臣官房審議官（防災担当））内閣府事務官　大塚　大輔

（内閣府健康・医療戦略推進事務局長）同　鳥井　陽一

（デジタル庁統括官）デジタル事務官　楠　正憲

（総務省大臣官房審議官（地方行政・個人番号制度、地方公務員制度、選挙担当））総務事務官　植田　昌也

（総務省大臣官房審議官（行政評価局担当））同　山口　真矢

（総務省大臣官房審議官（財政制度・財務担当））同　渡邉　繁樹

（厚生労働省大臣官房審議官（総合政策担当））厚生労働事務官　尾崎　守正

（厚生労働省大臣官房審議官（医政、口腔健康管理、精神保健医療、訪問看護、健康、生活衛生、災害対策担当））同　吉田　一生

（厚生労働省政策統括官（総合政策、労使関係担当））同　田中佐智子

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）

（内閣府健康・医療戦略推進事務局長）内閣府事務官（デジタル庁統括官）デジタル事務官　三浦　明

（総務省大臣官房付）総務事務官　稲原　浩

（総務省大臣官房審議官（行政評価局担当））同　原嶋　清次

（厚生労働省大臣官房政策立案総括審議官（統計、総合政策、政策評価担当））厚生労働事務官　河野　恭子

（厚生労働省大臣官房審議官（老健担当、障害保健福祉担当））同　林　俊宏

（厚生労働省大臣官房審議官（医政、口腔健康管理、精神保健医療、訪問看護、健康、生活衛生、災害対策担当））同　榊原　毅

（厚生労働省大臣官房審議官（職業安定、労働市場政策担当））同　古舘　哲生

（厚生労働省大臣官房審議官（雇用環境、均等担当））同　大隈　俊弥

（厚生労働省政策統括官（総合政策担当））同　辺見　聡

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）

（内閣官房内閣審議官（内閣感染症危機管理統括庁））内閣事務官　眞鍋　馨

（同）同　榎本健太郎

厚生労働省に出向させる（各通）

（同）同　原田　一寿

内閣官房副長官補付の併任を解除する

財務省に出向させる

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

（総務省情報流通行政局付）総務技官　田畑　伸哉

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））に転任させる

内閣官房副長官補付に併任する

（総務省行政評価局評価監視官）総務事務官　田中　智史

（同）同　山崎　光輝

（総務省大臣官房付）同　近松　茂弘

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））に転任させる（各通）

（同）同　岡山　宏二

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣感染症危機管理統括庁））に転任させる

（総務省情報流通行政局放送技術課長）総務技官　根本　朋生

内閣事務官（内閣官房国家情報局内閣衛星情報センター技術部企画課長）に転任させる

（総務省自治大学校部長教授）総務事務官　平木　万也

（総務省国際戦略局参事官）同　寺本邦仁子

（消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室長）同　刃刀　岳秀

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　門元　政治

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　田村　一郎

内閣総務官室の併任を解除する

内閣官房内閣参事官（内閣総務官室）に配置換する

（内閣官房内閣人事局企画官）同　橘髙　徹哉

内閣官房内閣参事官（内閣人事局）に昇任させる

（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　國代　尚章

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））に併任する

（内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官（特定社会基盤役務担当））内閣府事務官　大澤　健

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））に併任する

内閣官房副長官補付に併任する

（総務省行政管理局管理官）総務事務官　松本　浩典
総務省に出向させる
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））に併任する
（総務省大臣官房付）総務技官　古川　易史
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））に併任する
内閣官房副長官補付に併任する
国家安全保障局に併任する
国家情報局に併任する
（同）総務事務官　安藤　良将
（同）同　尾川　豊
（同）総務技官　芥　唯一郎
（総務省自治税務局市町村税課長）総務事務官　滝　陽介
（総務省自治税務局都道府県税課長）同　村上　浩世
（総務省自治行政局行政課長）同　原　昌史
（総務省国際戦略局技術政策課長）同　扇　慎太郎
（総務省行政評価局政策評価課長）同　佐伯　美穂
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　駒田　義誌
（同）同　峰村　浩司
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　鉄永　正紀
総務省に出向させる
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官（特定社会基盤役務担当））内閣府事務官　佐々木明彦
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））の併任を解除する
内閣官房副長官補付の併任を解除する
（総務省大臣官房付）総務技官　酒井　雅之
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））の併任を解除する
内閣官房副長官補付の併任を解除する
国家情報局の併任を解除する
国家安全保障局の併任を解除する
（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））内閣事務官　髙橋　文武
内閣官房副長官補付の併任を解除する
総務省に出向させる
（総務省大臣官房付）総務事務官　岡井　隼人
（同）同　羽白　淳
（総務省自治税務局企画課長）同　市川　靖之
（総務省自治税務局市町村税課長）同　福冨　茂
（総務省国際戦略局技術政策課長）総務技官　寺岡　秀礼
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））内閣事務官　山本　周
（同）同　野村　知宏
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　石谷　寧希
（同）同　望月　明雄
（同）同　七條　浩二
（同）同　吉田　宏平
（内閣官房国家情報局内閣衛星情報センター技術部企画課長）同　木村　裕明
（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））同　植松　利紗
（同）同　辻　恭介
（同）同　宮﨑　孝一
（内閣官房内閣人事局人事政策統括官）同　松本　敦司
（内閣官房内閣審議官（国家サイバー統括室））同　中溝　和孝
総務省に出向させる（各通）（以上八月四日）

郵政民営化委員会事務局

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　芥　唯一郎
郵政民営化委員会事務局参事官に併任する　山田　協
（同）同　山田　協
郵政民営化委員会事務局次長に併任する
（同）同　山田　協
郵政民営化委員会事務局参事官の併任を解除する
（以上八月四日）

船舶活用医療推進本部事務局

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　吉田　一生
船舶活用医療推進本部事務局次長に併任する
（同）同　榊原　毅
船舶活用医療推進本部事務局次長の併任を解除する
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　門元　政治
（同）同　駒田　義誌
船舶活用医療推進本部事務局参事官に併任する（各通）
（同）同　鉄永　正紀
船舶活用医療推進本部事務局参事官の併任を解除する（以上八月四日）

公正取引委員会

（消費者庁審議官）内閣府事務官　田中久美子
公正取引委員会事務総局官房審議官（企業結合担当）に転任させる
（審査局審査管理官）同　稲熊　克紀
官房審議官（取引適正化担当）に配置換する
（審査局犯則審査部長）同　大元　慎二
経済取引局取引部長に配置換する
（官房審議官（取引適正化担当））同　向井　康二
審査局審査管理官に配置換する
（経済取引局取引部長）同　原　一弘
審査局犯則審査部長に配置換する
（官房審議官（企業結合担当））同　深町　正徳
消費者庁に出向させる（以上七月三十一日）
（内閣府大臣官房）内閣府事務官　丸山　達也
公正取引委員会事務総局中部事務所長に転任させる
（中部事務所長）同　渡部　良一
内閣府に出向させる（以上八月一日）

法　務　省

（東京地方検察庁検事）検事　前田　直哉
法務省大臣官房国際課付に充てる
かねて法務省大臣官房付に充てる
（東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房国際課付兼法務省民事局付）検事兼法務事務官　渡部みどり
法務省大臣官房国際課付の併任を解除する
（東京地方検察庁検事）検事　今井　誠
法務省刑事局参事官に充てる
（東京地方検察庁検事）同　佐藤　祐矢
（同）同　武藤　紘之
（同）同　木下　舞子
（同）同　榊原　詩音
法務事務官（法務省刑事局付）に併任する（各通）
（東京地方検察庁立川支部検事）宮里名望子
同
法務事務官（法務省刑事局付）に併任する
（東京地方検察庁検事）同　木下　英春
東京地方検察庁検事に配置換する
法務省刑事局付に充てる
（千葉地方検察庁検事）同　澤内　美直
東京地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（法務省刑事局付）に併任する
（東京地方検察庁検事）同　平　昌史
法務事務官（法務省保護局付）に併任する
（同）同　松平　圭佑
法務事務官（法務省人権擁護局付）に併任する
（東京地方裁判所判事兼東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　堀内　元城
検事一級（東京高等検察庁検事）に任命する
（東京高等検察庁検事）検事　小倉健太郎
東京地方検察庁検事に併任する
法務省刑事局参事官に充てることを解く
（東京地方検察庁検事）同　澤内　美直
法務省刑事局付に充てる
（さいたま地方検察庁検事）同　澤内　美直
東京地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（法務省刑事局付）に併任する
（東京地方検察庁検事）同　平　昌史
法務事務官（法務省保護局付）に併任する
（同）同　松平　圭佑
法務事務官（法務省人権擁護局付）に併任する
（東京地方

（千葉地方検察庁検事）同　永井　絢子
東京地方検察庁検事に配置換する
（東京地方裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　高橋　俊介
佐藤みなと
（同）同
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する（各通）
（東京地方検察庁検事法務省刑事局付）検事　宮本　征
千葉地方検察庁検事に配置換する
（東京地方検察庁検事）同　野尻　千晶
名古屋地方検察庁検事に配置換する（以上八月一日）
（東京地方裁判所判事兼東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　古川　善敬
検事一級（東京地方検察庁検事）に任命する（八月三日）

叙位・叙勲

○叙位

（東京農工大学名誉教授）矢ケ崎一三
正四位に叙する
（筑波大学名誉教授）笠原　成元
従四位に叙する
正五位に叙する
藤田　和昭
橘　修朗
奥山　勲
正六位に叙する（各通）
井関　公宏　大内　忠一
（神奈川県警視）岸田　孝一
紺谷　一浩　福永　康秀
森泉　昌美　横内　正州
従六位に叙する（各通）
目黒　勉
正七位に叙する
田代　照次
従七位に叙する（以上六月二十九日）
（お茶の水女子大学名誉教授）市川　孝
坂部　邦夫
小林　治彦　杉崎　正博
穂苅　純一
従五位に叙する（各通）
小瀬村栄一　干場　正博
（神奈川県警視）古川　善敬
大石治三郎　竹内　和憲
簑手　昭一　村田　眞
正六位に叙する（各通）
有吉愛一郎　上野　雄二
小澤　俊太　高畠　進
中田　庸介
従六位に叙する（各通）
東川　幸夫　前田　東方
正七位に叙する（各通）
久保田和夫　柳野　健吾
従七位に叙する（各通）（以上六月三十日）
井上　幸彦
正四位に叙する
（富山大学名誉教授）那波多目功一
従四位に叙する（各通）
八塚　美樹
加藤　通顯
正五位に叙する
木村　剛
藤井　悠久
従五位に叙する（各通）
近藤　正人
中井　省吾
門田　義章
塚本　光
横田　裕二
正六位に叙する（各通）
池田　孝明　友寄　賢吉
道本　秋雄　八幡　慶弘
従六位に叙する（各通）
林田　秀志
正七位に叙する（各通）
原　武弘
石川　孝明
西川太一郎
従七位に叙する（以上七月一日）
正四位に叙する（七月五日）

○叙勲

（東京農工大学名誉教授）矢ケ崎一三
瑞宝中綬章を授ける
（筑波大学名誉教授）笠原　成元
瑞宝小綬章を授ける
奥山　勲
瑞宝双光章を授ける（各通）
小瀬村栄一
目黒　勉
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十九日）
竹内　和憲
大石治三郎　前田　東方
松岡　賢一
瑞宝双光章を授ける（各通）
上間　孝
久保田和夫
東川　幸夫　柳野　健吾
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月三十日）
加藤　通顯
柳本日南男
瑞宝双光章を授ける（各通）
松田　伸二
瑞宝単光章を授ける（以上七月一日）
加藤　千尋
瑞宝双光章を授ける（七月六日）

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和８年８月６日　中国地方整備局長　山本　大志

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道９号	益田市西平原町450番１から同市西平原町561番１まで

２　指定する期日　令和８年８月６日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年８月６日　中国地方整備局長　山本　大志

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道９号	益田市西平原町450番１から同市西平原町561番１まで

２　指定する期日　令和８年８月６日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう、走行することとともに、道路に隣接するため施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条の規定に基づき、都道府県労働局ごとに指名した関係労働者及び関係事業主を代表する者のうち、令和６年10月１日付けで指名した者（これらの補欠として指名された者を含む。）については、本年９月30日をもってその任予定期間が経過することとなるため、新たに同条及び同法施行令第２条第２項の規定に基づき、当該都道府県労働局ごとに、関係労働者及び関係事業主を代表する者を指名する必要がある。

ついては、資格のある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和８年８月６日　厚生労働大臣　上野賢一郎

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の加入している事業主の団体であって、当該都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　別紙様式の推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　令和８年８月20日

4　推薦書等の提出先　都道府県労働局職業安定部雇用保険主管課

別紙様式

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係（労働者・事業主）を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注意事項）

1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合はその全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者が所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年８月６日

中国地方整備局長　山本　大志

1　処分をした年月日　令和８年７月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ソルコム　大橋　大樹　広島県広島市中区南千田東町２―32　国土交通大臣許可（般―４）第2105号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和８年７月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

令和８年度公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録の申請及び登録の更新について

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号）第３条第５項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年８月６日

国土交通大臣　金子　恭之

1　申請書の提出期間　令和８年８月17日から令和８年９月16日まで

2　その他申請にあたっての必要な事項は、国土交通省大臣官房技術調査課のホームページに掲載する「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録申請の手引き」及び「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録更新の手引き」を参照のこと。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期間

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２０１２号

東京都千代田区麹町４丁目３番29号ＶＯＲＴ紀尾井坂６階

清算株式会社　ＴＳ商事株式会社

代表清算人　佐藤　英人

１　決定年月日　令和８年７月23日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　協定債権の権利変更

協定債権（以下当該債権に係る債権者を「協定債権者」という）については、以下のとおり権利変更を受ける。

⑴　債権債務の確認

ＴＳ商事株式会社（以下「会社」という）が各協定債権者に対し負担している令和７年11月30日時点の債権元本、利息及び遅延損害金の合計額は、別紙協定案別表の「債権額」欄記載の額であることを確認する。

⑵　協定債権者に対する弁済

会社は、株式会社群馬銀行及び株式会社東和銀行を除く各協定債権者（以下「本協定債権者」という）に対し、本協定の認可決定確定日から２か月以内に、別紙協定案別表の「弁済額」欄記載の金員を支払う。

ただし、本協定の認可決定確定日において、一般の優先権のある債権及び特別清算の手続のために会社に対して生じた債権が存在する場合は、別紙協定案別表の「弁済額」欄記載の金額からこれらの債権額を別紙協定案別表の「配当基準額」欄記載の額（以下「配当基準額」という）の割合に応じて控除した後の残額を弁済する。

⑶　本協定債権者による債務免除

各協定債権者は、会社から前項の金員の弁済を受けたときは、当該弁済がなされた日に、会社が本協定債権者に対して負担するその余の債務を免除する。

⑷　その他の協定債権者による債務免除

協定債権者株式会社群馬銀行及び株式会社東和銀行は、本協定の認可決定が確定したときは、会社が株式会社群馬銀行及び株式会社東和銀行に対して負担する一切の債務を免除する。

⑸　新たな財産が発見された場合の追加弁済

会社は、前記⑵の規定に基づく弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、本協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、配当基準額で按分して支払う。この場合においては、前記⑶の規定により会社が受けた残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

２　弁済の方法

⑴　支払の方法

協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、本協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は会社の負担とする。

⑵　弁済額計算における端数の処理

協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる１円未満の端数は切り捨てる。

⑶　本協定債権者の弁済受領不能等

会社は、本協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済することができなかった場合、速やかに供託を行うものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。

（別紙省略）

東京地方裁判所民事第２０部

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

令和八年八月六日
埼玉県狭山市富士見一丁目二五番五号
（甲）大洋薬品株式会社
代表取締役　石毛　信之
埼玉県川口市西青木三丁目一〇番二一号
（乙）有限会社平成薬品
代表取締役　石毛　信之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）www.tgn.or.jp/kmk/
（乙）https://kashima-ktp.co.jp
令和八年八月六日
千葉県君津市君津一番地
（甲）君津共同火力株式会社
代表取締役　野見山裕治
茨城県鹿嶋市新浜五番地
（乙）鹿島共同火力株式会社
代表取締役　安光　和典

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年七月三十日
掲載頁　一四五頁（号外第一七一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年七月三十日
掲載頁　一四五頁（号外第一七一号）
令和八年八月六日
東京都板橋区高島平六丁目一番五号
（甲）東京富士青果株式会社
代表取締役　唐木　裕史
東京都豊島区巣鴨五丁目一番五号
（乙）東京豊島青果株式会社
代表取締役　唐木　裕史

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は令和八年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は令和八年七月二十四日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月三十日
掲載頁　一五一頁（号外第一七一号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月三十日
掲載頁　一四六頁（号外第一七一号）
令和八年八月六日
新潟県長岡市原町一丁目五番地一五
（甲）株式会社シマキュウ
代表取締役　島田　隆昭
新潟県燕市佐渡五三四二番地
（乙）株式会社スギヤマ
代表取締役　島田　隆昭

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年七月三日
掲載頁　二〇二頁（号外第一四九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年七月十日
掲載頁　一二一頁（号外第一五五号）
令和八年八月六日
長野県中野市大字江部六三四番地一
（甲）大信畜産工業株式会社
代表取締役　久保　伸也
長野市市場六番地二
（乙）ファーストデリカ株式会社
代表取締役　吉田　宏

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://www.pharmarise.com
（乙）計算書類の公告義務はありません。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月九日

掲載頁　七十一頁（号外第一二七号）

令和八年八月六日

京都市東山区福稲上高松町一一番地

（甲）株式会社松風

代表取締役　髙見　哲夫

東京都文京区湯島三丁目一六番二号

（乙）松風バイオフィックス株式会社

代表取締役　菅原　順一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　産経新聞大阪本社版

掲載の日付　令和八年六月二十七日

掲載頁　九頁

令和八年八月六日

大阪府大阪市北区西天満五丁目六番五号

（甲）株式会社かんそく

代表取締役　玉井　皇

大阪府大阪市北区西天満五丁目六番五号

（乙）株式会社関即サービス

代表取締役　玉井　皇

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の日本国内セメント販売事業及び日本国内固化材販売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年九月三十日に予定しており、乙は会社法第七八四条二項に基づき、株主総会の承認決議は経ておりません。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年八月六日

山口県周南市御影町一番一号

（甲）トクヤマセメント株式会社

代表取締役　谷口　隆英

山口県周南市御影町一番一号

（乙）株式会社トクヤマ

代表取締役　社長執行役員　井上　智弘

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社こうりゅう（住所鹿児島市下荒田三丁目一三番七号）に対して当社の不動産の売買、賃借及びその仲介、管理並びに不動産の売買、賃貸の代理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年八月六日

鹿児島市下荒田三丁目一三番七号

有限会社西康

代表取締役　西元　康人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月六日

秋田県能代市浜通町一番四五号

合同会社ＹＫＳ

代表社員　山田　雄太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月六日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ

合同会社ＣＨＡＴ

代表社員　鈴木　崇弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月六日

東京都町田市玉川学園七丁目九番一八号

合同会社後藤商事

代表社員　後藤　真歩

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月六日

東京都江戸川区西葛西三―二二―一〇ジャストオフィス西葛西四〇三

合同会社ズフラトレーディング

代表社員　ママタノフ・アフロル・アヴァゾノビッチ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月六日

東京都港区赤坂四丁目八番一九号

ＡｖＩｔＩｓ　ＦＧＨＤ合同会社

代表社員　木原　華穂

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月八日であり、組織変更後の商号は新日本管理株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月六日

東京都世田谷区瀬田五丁目三四番一五号

新日本管理合同会社

代表社員　鳥前　祥子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月六日

神奈川県藤沢市葛原二一六四番地の三

ＦＹＳｂｌｏｏｍ合同会社

代表社員　佐和田詞子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月六日

神奈川県川崎市多摩区南生田一丁目二八番五号　ヴァン・エ・ヴァン合同会社

代表社員　安　茂

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月六日

神奈川県横浜市西区浅間町一丁目四番三号　ウィザードビル四〇二

合同会社ＴＨＩＮＫＥＤＧＥ

代表社員　山﨑　大輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月六日

石川県河北郡津幡町大窪ヘ三八番地

合同会社ミロク

代表社員　田中　吉喜

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月六日

長野県松本市清水二丁目一―四五

合同会社ＺＥＮＳＩＮ

代表社員　小澤　勇樹

組織変更公告

当組合は、令和八年七月二十九日開催の臨時総会において、協業組合の組織を変更して株式会社とすることを決議いたしました。組織変更後の商号は、株式会社萩鉄工センターとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月六日

山口県萩市大字椿東二八八四番地の一

協業組合萩鉄工センター

代表理事　豊田　善隆

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年八月六日

東京都立川市曙町二丁目三二番三号立川三和ビル八〇二

株式会社Ｍｏｒｅ　Ｖｉｓｉｏｎ　Ｌａｂ

代表取締役　崔　莉娜

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千五十万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年八月六日

東京都港区虎ノ門五丁目一一番二号

株式会社ＴＳＵＭＵＧＵ　Ｓｙｓｔｅｍｓ

代表取締役　大原　庸平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百八十七万九千円減少し千円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月八日であり、株主総会の決議は令和八年八月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年八月六日

大阪府高槻市大塚町二丁目一七番一七号

株式会社リコミンチャーレ

代表取締役　仲　貴弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百十万円減少し九百九十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年八月六日

大阪府泉大津市助松町三丁目一番二五号

有限会社もりの木

取締役　潮崎サユミ

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百八十七億五十万円、資本準備金の額を二百八十九億九千九百五十万円減少し、それぞれ三億円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月十八日であり、株主総会の決議は令和八年七月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年八月六日

兵庫県加古川市加古川町平野一二五番一

株式会社ＭＥＡＬ　ＨＵＢ

代表取締役　沼田　博和

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千五百一万円、資本準備金の額を一億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年八月六日

岡山市北区錦町一番一号岡山駅前ビル四階

ＫＳＪ２―３株式会社

代表取締役　町田　一郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年八月二十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和八年九月十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年八月六日

東京都新宿区筑土八幡町二番一号

ＥＰＳホールディングス株式会社

代表取締役　厳　浩

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年八月二十一日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十八株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年八月六日

東京都板橋区成増一丁目一三番一一号

ファーイーストビル九Ａ

宇佐米粉製パン株式会社

代表取締役　宇佐　崇志

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

また、当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年九月四日です。

令和八年八月六日

東京都渋谷区本町六丁目三八番五号

株式会社はたでん

代表取締役　中村　美幸

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月六日

広島市西区大芝一丁目一五番一七号

成洋エンジニアリング株式会社

代表取締役　倉本　康秀

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月六日

香川県善通寺市中村町一〇〇三番地一

株式会社麺棒

代表取締役　白井　彰

訂正公告

令和八年六月三十日（号外第一四五号）掲載のＩＣＩ株式会社に係る第八期決算公告（枠組）中、金額の単位「㊣㊣㊣㊣（百万円）」とあるは、「㊣㊣㊣㊣（千円）」の誤りにつき訂正します。

令和八年八月六日

扱　店